○農林水産省告示第四百七十一号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Begonia x tuberhybrida Voss	ELFIE	RUDY RAES BLOEMZADEN N.V. HAENHOUTSTRAAT 204 Destelbergen Belgium	第24517号 平成23年８月11日
〃	YAMANCE	株式会社プラントネットワーク 奈良県葛城市竹内422	第24843号 平成23年８月11日
Caladium Vent.	White Park	Park soonkyo 403―2, (6／1) Wonam-ri, Namsa-myeon, Cheoin-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	第24656号 平成23年８月５日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	サニーフレッシュ	ノンチョンチンフンチョン　大韓民国　キョンギドウ　スウォンシ　クォンソンク　ソドンドン250バンチ	第19365号 平成22年12月24日
〃	アトス	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第22123号 平成22年12月13日
〃	BRANSKY PEACH	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地	第23458号 平成23年７月26日
〃	FEELINGSUNNY	Fides B.V. Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	第24200号 平成23年７月26日
Cyclamen L.	チャーム　シルキー　ドレス	有限会社鳴戸川園芸　千葉県長生郡睦沢町上市場1170	第22635号 平成23年12月１日
〃	エレガンス　クィーン　ドレス	〃	第22636号 平成23年12月１日
〃	シャトルダンス　ホワイト	有限会社泉農園　岐阜県中津川市阿木7171番地	第22649号 平成23年12月１日
〃	ミニヨンローズ	勝部寿真　島根県出雲市西郷町645	第23065号 平成23年12月１日
〃	メンソ　レッド	園木正広　福岡県久留米市大橋町合楽1069―3	第23203号 平成23年12月１日
〃	メンソ　ミニオン	〃	第23204号 平成23年12月１日
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.	雪ぼうし３号	新潟県　新潟県新潟市中央区新光町４番地１号	第23676号 平成23年10月11日
Lilium L.	GRACIA	VLETTER & DEN HAAN BEHEER B.V. Oegstgeesterweg 202―A, 2231 BD RIJNSBURG, The Netherlands	第23748号 平成23年６月24日
Rosa L.	デルシフロウ	Pepinieres et Roseraies Georges DELBARD SAS　Malicorne, 03600 Commentry, France	第22360号 平成23年10月17日

○農林水産省告示第四百七十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項の規定において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十四年二月十二日　第百一号

二　登録認定機関の名称及び住所

熊本県い業協同組合　熊本県八代市千丁町新牟田百八十一番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

畳表

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

熊本県

(2)　認定を行う事業所の所在地

熊本県八代市千丁町新牟田百八十一番地

○農林水産省告示第四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字下寺島字坂ノ上七九の一、八〇、八一の一、八二の一、八三、字ヲソバ八四、八五、字長坂八六から九一まで、三四三、三六一、三六七の二、字沢草九二、字川久保三三八、字カノ三三九、三四〇、三四四から三四八まで、大字東房字井戸沢道南五四八、五四九、五五八の一、五六二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県白石市小原字菖蒲沢二、字仙台平四の二、四の四、四の五、字水上沢三三、三五、四一の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。